

長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業

(重層的支援体制整備事業)

実施計画

2023(令和5)年9月

長岡京市

目次

1 計画策定の趣旨と背景	1
2 とりこぼさない支援体制整備事業の概要	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 とりこぼさない支援体制整備事業において実施する事業	3
(1) 包括的相談支援事業	3
(2) 地域づくり事業	5
(3) 新たな機能（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）	7
①参加支援事業	7
②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	7
③多機関協働事業	8
6 推進体制	9
7 評価	10

1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化などを背景として、地域社会での繋がりや地域に対する関心の希薄化が進み、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、ごみ屋敷など複雑化・複合化した課題が顕在化してきています。

また、価値観の多様性が増していることから、制度や福祉サービスをはじめとする生活支援にとどまらない社会参加などの様々な支援ニーズが求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが今後一層求められます。

このような社会の変化を踏まえ、これからの地域福祉は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

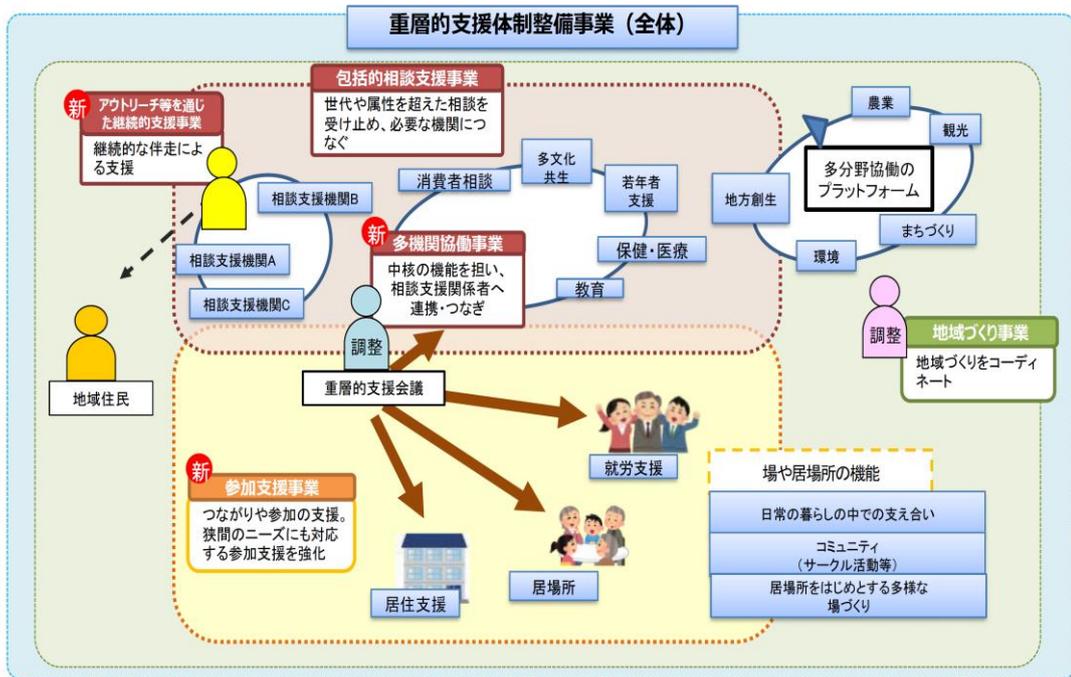
そこで、各自治体における属性横断的な支援に向けて、令和 2 年（2000 年）6 月公布の改正社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等が規定され、法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることが可能になりました。

本市では、平成 28 年 3 月に「長岡京市第 2 次地域健康福祉計画」、令和 3 年 3 月に「長岡京市第 2 次地域健康福祉（中期）計画」を策定し、地域の生活に根ざした福祉の実現に向けて総合的な福祉施策の展開に取り組んでいます。

「長岡京市第 2 次地域健康福祉（中期）計画」では、「重層的支援体制整備について検討を行う」と明記しており、令和 3 年度・4 年度の準備期間を経て、令和 5 年度より「とりこぼさない支援体制整備事業」として重層的支援体制整備事業を開始しました。

2 とりこぼさない支援体制整備事業の概要

とりこぼさない支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対し、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働を基盤として対応するものです。本事業は、①属性を問わない相談支援、②地域づくりに向けた支援、③参加支援を柱として、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

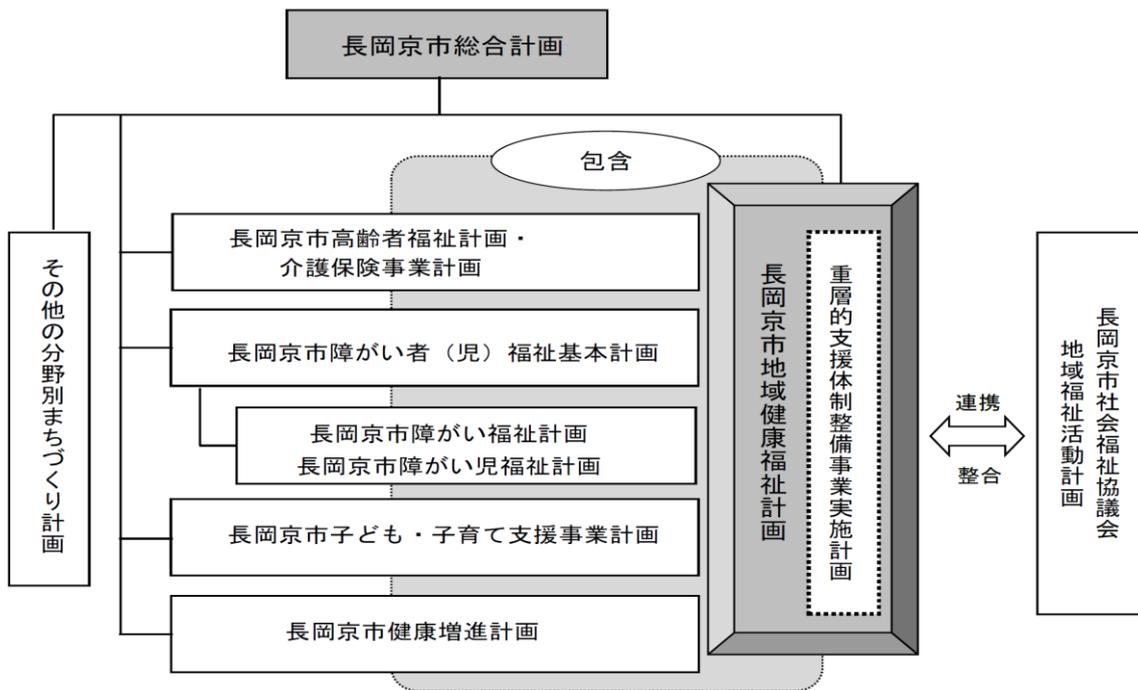


重層的支援体制整備事業全体イメージ図 出典：厚生労働省

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 106 条の 5 に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

上位計画である長岡京市第 4 次総合計画や長岡京市第 2 次地域健康福祉計画、長岡京市社会福祉協議会が策定した長岡京市第 4 次地域福祉活動計画とも調和・整合を図ります。



計画の位置づけイメージ図

4 計画の期間

本実施計画は、長岡京市第2次地域健康福祉(中期)計画の計画期間(2021(令和3)年度～2025(令和7)年度)と終期を合わせ、2023(令和5)年度～2025(令和7)年度の3年間を期間とし、期末に見直しを行います。

5 とりこぼさない支援体制整備事業において実施する事業

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。既存の拠点の機能は変更せず、複雑化・複合化した相談は多機関協働事業につなぎ、支援関係機関間で連携を図りながら支援を行います。(設置形態：基本型)

対象分野	実施事業及び実施体制	拠点数
高齢者	<p>地域包括支援センターの運営【法第106条の4第2項第1号のイ】</p> <p>○包括的支援事業</p> <p>【事業概要】 地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。</p> <p>【実施機関】 東地域包括支援センター（委託） 北地域包括支援センター（委託） 南地域包括支援センター（委託） 西地域包括支援センター（委託）</p> <p>【所管課】 高齢介護課</p> <p>○地域包括支援センター運営協議会</p> <p>【事業概要】 地域包括支援センターの適切な設置、公正・中立性の確保その他包括的支援事業の円滑かつ適正な運営について、外部有識者等の意見を聴取します。</p> <p>【実施機関】 高齢介護課（直営）</p> <p>【所管課】 高齢介護課</p>	4
障がい者	基幹相談支援センター等機能強化事業【法第106条の4第2項第1号のロ】	

	<p>む生活支援コーディネーターを配置します。</p> <p>【実施機関】 総合生活支援センター（指定管理）</p> <p>【所管課】 高齢介護課</p> <p>○地域包括支援センター運営事業</p> <p>【事業概要】 関係者と情報の共有、連携強化を図り、地域課題の洗い出しと課題共有を進め、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組みます。</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東地域包括支援センター（委託） ・北地域包括支援センター（委託） ・南地域包括支援センター（委託） ・西地域包括支援センター（委託） <p>【所管課】 高齢介護課</p>	<p>1</p> <p>4</p>
障がい者	<p>地域活動支援センター機能強化事業【法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号の八】</p> <p>【事業概要】 市が設置し、又は委託して実施する地域活動支援センターに専門職員を配置すること等により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を通じて、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターアンサンブル（委託） ・乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター（委託） ・乙訓若竹苑（委託） <p>【所管課】 障がい福祉課</p>	3
子ども	<p>地域子育て支援拠点事業【法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号の二】</p> <p>【事業概要】 中学校区ごとの市内 4 箇所に設置する地域子育て支援センターを、身近な育児相談の場、及び居場所や交流の拠点として、子育て、親育ちができる環境の整備を図り、育児不安の軽減や児童虐待の未然防止を図ります。</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンゼル（直営） ・たんぽぽ（直営） 	

・さんさんの会（委託） ・さくらんぼ（委託） 【所管課】 子育て支援課	4
--	---

（３）新たな機能（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）

① 参加支援事業

本事業については次の通りです。

実施事業	実施体制
参加支援事業 【法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号】	【事業概要】 ・既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している要支援者に対し、介護、障がい、子ども、生活困窮等の既存制度と連携をとり、本人の希望と地域の資源との間の調整を行います。 ・参加支援の受け皿となる既存の社会資源の拡充や、新たな社会資源の開拓に向けた検討を行います。 【実施機関】 総合生活支援センター（指定管理） 地域福祉連携室（直営） 等 【配置人員】 総合生活支援センター 4 名（兼務）、地域福祉連携室 3 名（兼務） 等 【所管課】 地域福祉連携室

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本事業については次の通りです。

実施事業	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号】	【事業概要】 複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人に支援が届くようアウトリーチを行います。精神科通院歴がある対象者については障がい福祉課や保健所、高齢者については地域包括支援センター、学齢期については教育機関等、各支援機関と連携して、家庭訪問等を継続的に実施するとともに、信頼関係を構築し、適切な機関や地域の団体等につなぎます。 ・関係機関や民生委員、地域住民との連携を通じた情報収集 ・事前調整（必要に応じて支援会議を開催） ・家庭訪問、同行支援 【実施機関】 地域福祉連携室（直営） 【配置人員】 3 名（兼務）

	【連携先】 包括的相談支援機関 他 【所管課】 地域福祉連携室
--	--

③ 多機関協働事業

本事業については次の通りです。

実施事業	実施体制
多機関協働事業 【法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号】	【事業概要】 最初に対応した相談窓口や支援関係機関が有する支援では解決困難で複数の支援サービスを必要とする等、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等について支援を行います。必要とされる支援機関やその役割分担、支援の目標・方向性を整理した支援プランを作成し、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むように中心的な役割を担います。 また、支援機関間の一体的な連携体制を構築し、地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービス、その他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付 ・世帯全体のアセスメント ・支援プラン案の作成 ・重層的支援会議、支援会議の開催 ・支援状況の進捗管理 ・支援の評価 【実施機関】 地域福祉連携室（直営） 【配置人員】 3名（兼務） 【所管課】 地域福祉連携室

ア. 重層的支援会議（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）

目的	とりこぼさない支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施できるよう開催します。関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、関係者相互が支援方針を共有、連携してチーム支援できるように会議を運営します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業が作成したプラン案（関係機関間の役割分担や支援の目標・方向性）の協議、決定 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

開催時期	定例：月 1 回（支援会議と同時開催） 随時：緊急ケース等
構成員	健康福祉部内の部署とし、内容によってその他関係部局等の参加を求めます。 【想定されるその他関係部局】 ・労働、住まい、教育、環境衛生、税・料の徴収等にかかる部局 ・各分野の関係機関、地域住民等

イ. 支援会議（法第 106 条の 6）

目的	本人から同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進めるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、長岡京市重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱の規定に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催します。
内容	・事例の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事例への対応
開催時期	定例：月 1 回（重層的支援会議と同時開催） 随時：緊急ケース等
構成員	健康福祉部内の部署とし、内容によってその他関係部局等の参加を求めます。 【想定されるその他関係部局】 ・労働、住まい、教育、環境衛生、税・料の徴収等にかかる部局 ・各分野の関係機関、地域住民等

6 推進体制

長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業は、複合的な生活課題を抱える世帯に対する包括的な支援と地域住民等による地域福祉の推進を一体的かつ重層的に実施する体制を整備するものです。

既存の相談支援事業や地域づくりの取組を活用し、分野を超えた関係機関や地域住民との連携・協働を図り、重層的で包括的な支援をコーディネートする相談支援包括化推進員（国名称）として、実務経験を有する保健師、社会福祉士及び教員の有資格者を地域福祉連携室くらし連携担当に配置します。

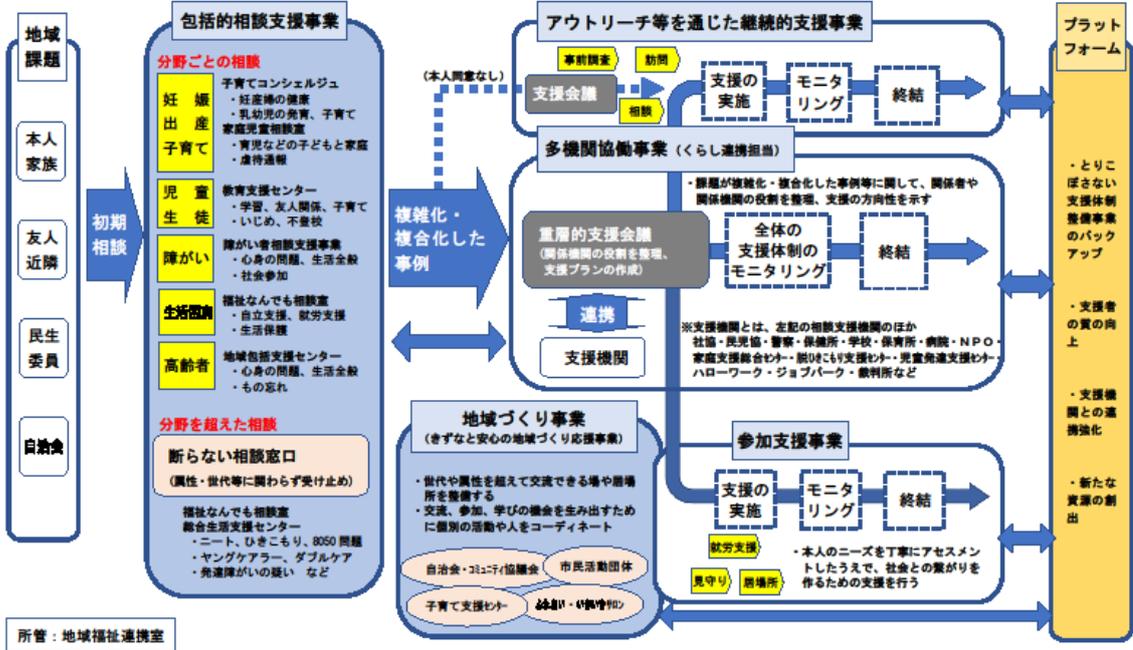
地域福祉連携室くらし連携担当が多機関協働事業の中核を担い、関係課や支援機関、地域住民等との各種会議を開催し、情報共有や役割分担の整理、支援方法の検討等を行います。

また、社会との繋がりをつくる参加支援事業や、住民同士が交流できる場や居場所を整備する地域づくり事業の基盤を強化するため、市、市社会福祉協議会、福祉事業者等の官民連携により、「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」を構築します。

このプラットフォームは福祉分野の専門職だけでなく、地域の多様な支援者や活動団体が制度の枠組みを超えて出会い、交流する場とし、参加者同士がそれぞれの考えや活動内容を理解し、アイデアを出し合うことにより、分野ごとの制度・支援の狭間を埋める新たな取組や支援の創出につなげることを目的とします。

長岡京市とりこぼさない支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）の概要

○地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、相談支援（包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施するもの。
 ○関係機関と連携を図りながら、見守りや伴走による支援をコントロールする重層的支援会議を担う「くらし連携担当」を新設する。



支援体制のイメージ図

7 評価

施策を確実に推進していくため、PDCA サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、見直し：Action）を通じて、定期的に点検・評価し、必要に応じて取り組みの見直し等を行っていきます。

長岡京市第2次地域健康福祉計画と同様に、長岡京市地域健康福祉推進委員会において、進捗状況や方向性を確認し、改善について検討する体制を整えます。